

## 学校旅行総合保険

改定前	改定後
感染症追加担保特約	感染症追加担保特約
<p>当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款別表3に掲げる感染症に以下のものを追加します。</p> <p>重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫<sup>ちゅう</sup>、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の規定に基づき政令で定める新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。なお、<u>同法の改正により</u>、その感染症が同法第6条第2項から第4項までに規定する感染症となった場合も対象とします。）</p>	<p>当社は、この特約により、学校旅行総合保険普通保険約款別表3に掲げる感染症に以下のものを追加します。</p> <p>重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫<sup>ちゅう</sup>、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。なお、その感染症が同法第6条第2項から第4項までに規定する感染症<u>または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症</u>となった場合も対象とします。）</p>